

## ◎ 本号の内容

- ・メールマガジン配信に関するご挨拶 -P.1
- ・現状 -P.2  
介護分野における特定技能外国人数等
- ・トピックス -P.2  
特定技能における受入れ見込数の見直し及び制度の改善について
- ・事務局の活動 -P.3  
事例のご紹介 ～令和2年度、令和3年度の巡回訪問より～  
巡回訪問へのご協力をお願い
- ・特集：昨年度の国際厚生事業団の取り組みより -P.4、5  
介護分野で働く外国人を取り巻く状況等にかかるガイドブック等について
- ・協議会事務局より -P.6  
協議会事務局の動きについて
- ・ご協力をお願い致します -P.6  
施設種別コードの再調査にご協力をお願い致します。
- ・その他のご案内 -P.7  
外国人介護人材無料相談サポート窓口のご紹介  
そのほかのご案内 ～各種手続きはお済ませですか～

## ◎ メールマガジン配信に関するご挨拶

秋冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

介護分野における特定技能外国人受入れ機関（協議会構成員）の皆様には、平素より格別のご高配及び当協議会へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の最前線で貢献してくださっている医療従事者、介護従事者の方々へ心より敬意を表します。依然として先を見通しづらい状況ではありますが、一日も早い事態の収束を心よりお祈り申し上げます。

さて、この度、介護分野における特定技能協議会事務局では、特定技能協議会にご入会いただいた受入れ機関（協議会構成員）の連携の緊密化を図り、制度や現状の周知等を図るため、定期的なメールマガジンの配信を実施することとなりました。

令和4年度は本号を第1号とし、2か月に一度の配信をさせていただく予定でございます。配信内容は、当協議会への加入状況、特定技能巡回訪問報告、外国人介護人材相談支援事業の報告のほか、好事例のご紹介、日本語学習及び国家試験対策学習に関する教材等のご紹介、地方自治体等による支援の情報等のご共有等を予定しております。

特定技能外国人の受入れ機関及び関係者の皆様にとって有益な情報配信となりますよう努めてまいりますので、何卒宜しくお願い致します。

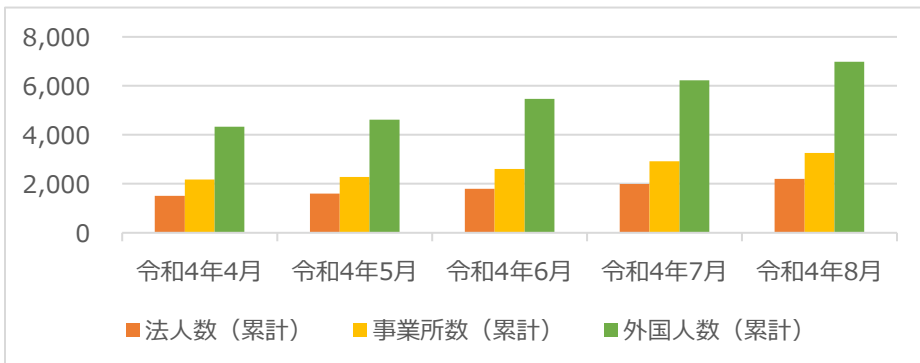
# 現状

## ◎ 介護分野における特定技能外国人数等

### ◆ 特定技能協議会（介護分野）への入会状況

令和4年8月末までの直近5カ月の当協議会登録状況は以下の通りです。  
【協議会登録数の推移状況（累計）】 ※退職者を除く

	令和4年 4月末	令和4年 5月末	令和4年 6月末	令和4年 7月末	令和4年 8月末
法人数	1,514	1,603	1,796	1,988	2,204
事業所数	2,170	2,285	2,610	2,916	3,265
外国人数	4,333	4,613	5,470	6,227	6,978



### ◆ 特定技能外国人数（介護分野） 出入国在留管理庁速報値より

出入国在留管理庁発表では、令和4年6月末時点における特定技能外国人の在留者数について、介護分野では10,411人となっております。

以下に推移状況とともにお知らせ致します。

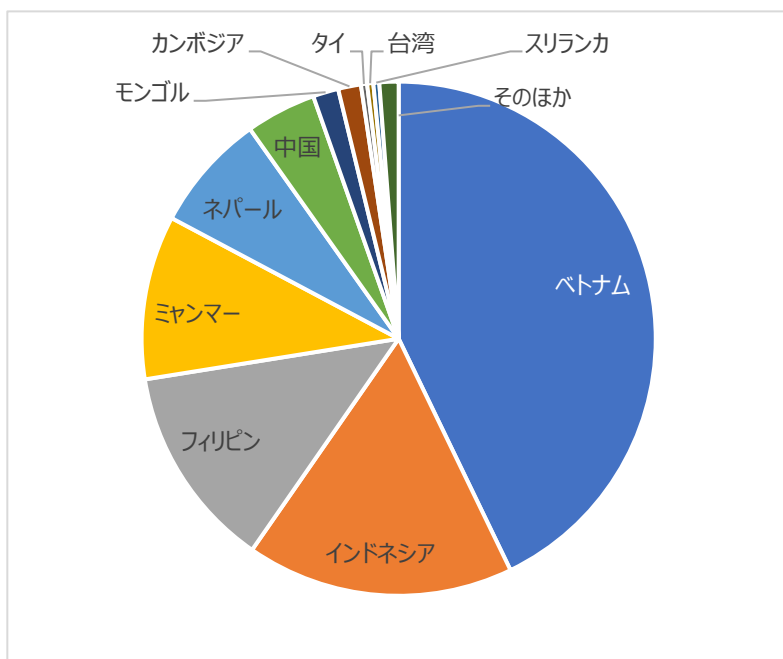
【介護分野の特定技能外国人数の推移状況】

	令和3年 6月末	令和3年 12月末	令和4年 6月末
累計(人)	2,703	5,155	10,411

（掲載元：出入国在留管理庁ホームページ「特定技能在留外国人数の公表」  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

### ◆ 特定技能協議会（介護分野）への登録外国人の国籍内訳

令和4年8月31日時点で当協議会へ登録があった外国人の国籍の内訳は以下の通りです。  
【外国人の国籍内訳】 ※退職者を除く



国籍	外国人数 (人)	割合 (%)
ベトナム	2,989	42.8%
インドネシア	1,174	16.8%
フィリピン	894	12.8%
ミャンマー	719	10.3%
ネパール	517	7.4%
中華人民共和国(中国)	309	4.4%
モンゴル	112	1.6%
カンボジア	100	1.4%
台湾	27	0.4%
タイ	27	0.4%
スリランカ	26	0.4%
そのほか	84	1.2%
総計	6,978	100.0%

# トピックス

## ◎ 特定技能における受入れ見込数の見直し及び制度の改善について

令和4年8月30日、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（分野別運用方針）の一部変更が閣議決定されました。  
今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特定産業分野において大きな経済情勢の変化が生じていると考えられることから、分野別運用方針を変更し、受入れ見込数を見直すこと等を変更内容としています。  
この変更により、介護分野を含めほとんどの特定産業分野において、受入れ見込数が変更されています。

介護分野の変更内容は次のとおりです。

- ・介護分野の受入れ見込数は、令和元年度から令和5年度までの5年間のうち、国内人材確保を行ってもなお不足すると見込まれる最大「60,000人」を上限として受入れ見込み数を設定していました。
- ・今回の見直しにより、「60,000人」から「50,900人」と変更されました。

令和4年6月末現在の介護分野の特定技能外国人の受入れ人数は、10,411人（速報値）であり、令和5年度末までに、残りの約4万人受入れが可能であることから、十分な受入れ見込数は確保できていると考えられます。

そのため、厚生労働省では、本見直しについて特段影響を受けることはなく、引き続き、外国人材の受入環境整備を進めていく方針です。  
関係事業者の方々におかれましても、引き続き、受入促進に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

\* 出入国在留管理庁ホームページ 特定技能在留外国人数の公表

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

\* 出入国在留管理庁ホームページ 特定技能における受入れ見込数の見直し及び制度の改善について（令和4年8月30日閣議決定）

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03\\_00027.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00027.html)

---

# 事務局の活動

---

## ◎事例のご紹介 ～令和2年度、令和3年度の巡回訪問より～

すでに巡回訪問にご協力いただいた受入れ機関におかれましては、ご協力いただき誠にありがとうございました。

以下、令和2年度、令和3年度に実施した巡回訪問にて伺いました受入れ機関の支援の取り組み等について、事前質問票でご回答いただいた事例や、面談中にお話くださった事例を、いくつかご紹介をさせていただきますので、特定技能外国人に対する日々の支援等にお役立てください。

### ～受入れ前後の支援に関する事例～

- ・入職後3か月間は新人レポートとして、研修内容やその日行った業務内容の報告や感想を提出させ、管理者や生活相談員、現場の介護職員等でフィードバックをしていた。
- ・入職後の導入時に、近隣の介護福祉士養成校（専門学校）の研修を2か月程度受講してもらった。
- ・外国人の受入れ前に、法人本部より各事業所へ日本人向けの研修を実施した。

### ～日々の業務や指導を通じた支援に関する事例～

- ・申し送り後に内容を理解しているかを確認するようにしている。
- ・わかっていないことも「わかりました」と答えてしまうことがあるため、アウトプットさせて確認している。
- ・質問を投げかけても「大丈夫です」という返事がくるため、介護の用語を一緒に確認するようにしている。
- ・レクリエーションでカタカナクイズやボールゲームなどを行うことが、外国人本人の日本語の勉強にもなっている様子。

### ～生活面でのサポートに関する事例～

- ・特定技能外国人と担当者でLINEグループを設定し、大雨情報や災害時などの連絡や情報提供などを行っている。
- ・同じ国籍の事務職員がおり、特定技能外国人が気軽に相談できる環境がある。
- ・外国人職員が通勤時に事故にあった際、通訳を派遣して対応した。

### ～日本語学習及び国家試験学習機会の提供や紹介等に関する事例～

- ・特定技能外国人それぞれに在留期間となる5年間のスケジュールを組んで施設で掲示している。  
(例：どのタイミングから介護福祉士国家試験受けられるか、費用はどの程度か等を提示)
- ・日本語については登録支援機関から近隣で参加できる日本語教室を紹介している。
- ・市の介護人材交流センターがオンラインで日本語教室を行っており、Zoomで参加している。
- ・教育面でのアシスタントを立てて、毎週日本語の学習をしている。
- ・日本語能力に応じた手当の支給、合格時に祝い金を支給。

## ◎巡回訪問へのご協力のお願い

国際厚生事業団の外国人介護人材支援部では、外国人介護人材相談支援事業実施団体として、1号特定技能外国人の受入れ事業所に対して定期的な巡回訪問を実施しております。本巡回訪問では、特定技能外国人として一定期間程度就労している外国人ご本人とそのご担当者を対象とし、運用要領に基づいた雇用に関する状況、介護サービスの提供状況や受入施設における支援状況等について確認等をさせていただいております。

対象となる特定技能外国人の方の受入れ機関に対しましては、順次当協議会より、協議会システム上でご登録いただいたメールアドレス宛に巡回訪問に関するお願いを送付しておりますので、引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。

\* 厚生労働省告示：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000499281.pdf>  
( 解釈：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000529719.pdf> )



# 特集：昨年度の国際厚生事業団の取り組みより

## ◎介護分野で働く外国人を取り巻く状況等にかかるガイドブック等について

昨年度の厚生労働省調査研究事業において、介護分野で働く「特定技能外国人」「技能実習生」「留学生」に関するガイドブック等が作成され公表されておりますので、ご紹介致します。

特定技能外国人の受入れ体制の更なる整備や学習指導及び支援等にお役立てください。

### ◆『特定技能外国人とともに育つよりよい職場づくり～特定技能外国人の受入れに必要な支援に関するガイドブック～』

特定技能外国人受入れ環境の整備を推進するため、「特定技能外国人を受け入れる法人の体制」「教育・学習支援」「登録支援機関の活用」のテーマをもとに調査研究を行ったもので、前半では、アンケート調査等の結果を元に「特定技能外国人の現状」、「特定技能外国人を受け入れている介護事業者の現状」、「登録支援機関の現状」について、後半では、実際に特定技能外国人を雇用されている受入れ機関へヒアリングを行い、好事例として紹介しております。

\* 特定技能外国人の受入れに必要な支援に関するガイドブック【閲覧用】

<https://jicwels.or.jp/fcw/chosakenkyu/guide/view>

\* 特定技能外国人の受入れに必要な支援に関するガイドブック【印刷用】

<https://jicwels.or.jp/fcw/chosakenkyu/guide/print>

(令和3年度老人保健健康増進等事業：「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究」)(公益社団法人国際厚生事業団)



## (取り組み例)

### 医療・介護事業者の取り組み①

#### 法人内の「グローバル戦略推進委員会」による外国人職員の受入れ

##### 社会福祉法人 晋栄福祉会

(本社所在地：大阪府門真市、設立：1979年2月、職員数：約1,600人)

**ポイント**

- 社会福祉法人晋栄福祉会(以下「晋栄福祉会」という。)は2020年から特定技能外国人の受入れを開始した(2022年3月現在、3人)。その他、EPA介護職員、技能実習生や留学生も受け入れている。
- 登録支援機関は利用せず、2015年に法人内に発足した「グローバル戦略推進委員会」が中心となって外国人職員の受入れや支援を実施している。
- 外国人職員本人のバックグラウンドや将来の希望によって必要な内容が異なるため、よく本人と話し合った上で、適切な学習支援を行っている。

**法人内の体制**

**1 特定技能外国人受入れの経緯**

晋栄福祉会は、2011年からEPA介護福祉士候補者の受入れを開始した。その後も新たな施設の開設に伴い、多くの外国人職員を採用してきた。最近では、その外国人職員を通じて、友人等が直接応募してくるケースも増えている。

2020年には、インドネシア出身の特定技能外国人3人を受け入れ、それぞれ別の施設に配属した。いずれも元EPA介護福祉士候補者で、うち2名は晋栄福祉会での就業経験がある。また、これから入国予定のフィリピン出身の特定技能外国人もいる。フィリピンからの受入れは手続きが煩雑であるが、信頼できる送出国(Lead社)と提携することができている。また、状況に応じて、ベトナム、ミャンマー、ネパール等、その他の国からの受入れも検討している。

**2 法人の体制**

(1) グローバル戦略推進委員会  
2015年、グローバル化に伴う課題に対応するため、「グローバル戦略推進委員会」を立ち上げた。外国人介護職員の受入れや外国籍の保育児等の対応は、この委員会が対応している。各施設の施設長や担当者が参加し、日頃の情報交換や問題点があれば委員会内でまとめ、上位の会議にあげる流れとなっている。

(2) 長年のノウハウによる細やかな支援  
晋栄福祉会は登録支援機関を利用せず法人内で支援を行っており、各施設・各エリアに支援担当者(兼務)が配置されている。お祈りの時間の確保などの生活支援は、習慣によって配慮すべきことが異なるが、長年の経験で培ってきたノウハウを活かし、本人たちと相談しながら対応している。同じ出身国の先輩職員から説明を受けて、施設の方針を理解してくれることも多い。また、施設内の案内板にインドネシア語、ベトナム語も記載するなど、設備面でも工夫をしている。

**3 教育・学習支援**

(1) 本人の背景や希望を踏まえた学習支援  
日本語学習は、母国で受けた教育内容、元EPA介護福祉士候補者かどうかによって支援内容が異なる。法人の今後の課題として、支援担当者間で情報共有や互いのフォローをする試みを始めている。また、介護福祉士国家試験対策などは、本人が目指す将来像により必要な支援が異なるため、本人の希望を確認した上で、また他の職員の状況にも配慮しながら、適切な支援を行っている。

(2) 外国人職員のキャリアアップ  
研修制度については、国籍に限らず職員全員が同じ内容を受講することになっている。また、ユニットサプリーダーを務める外国人介護職員が複数施設に存在し、外国人職員のモチベーションアップにつながっている。国籍や在留資格に関係なくキャリアアップができる環境整備をさらに進めていきたいと考えている。

**特定技能外国人受入れに関するアドバイス**

法人の方針を周知するとともに、支援における課題や対応策を共有するため、法人内の委員会や会議等を活用することは非常に有効です。また、生活支援やキャリア支援については、同じ出身国の先輩職員に指導や支援を担ってもらうようにすると、外国人職員本人も相談しやすく、理解も深まります。特に普段のコミュニケーションが重要で定着にもつながりますので、毎日声かけを行ったり法人でレクリエーションを企画するなど、工夫されるとよいでしょう。



## (関係者のメッセージ)



本調査研究  
検討委員会  
座長 白井 孝子

### ○本ガイドブックの見どころ、特に受入れ機関の方にご覧いただきたい箇所を教えてください。

本ガイドブックの末尾 P.30～32 には、特定技能に関する各国別の情報と制度の全容・相談先等が掲載されていて、受入れ機関の皆様にとってはご関心のおありになる部分ではないかと思えます。また、既に外国人材の雇用を開始された受入れ機関においては、前半に掲載されている『特定技能外国人の現状』をご参考頂きたいです。特定技能外国人がどのような背景をもつ人材なのか、日本でどのようなキャリアを積んでいきたいと考えているのか、という点をご参照いただき、人材確保に留まらず受入れ後の支援も見据

えていただくと、特定技能外国人の定着につながってくるのではないかと考えます。

### ○今回の調査研究を通して見えてきた特定技能外国人を取り巻く課題について、お聞かせください。

介護福祉士国家試験に関する設問で、69.5%が国家試験を受けたいと考えている点で、意欲が高い人材が多いと感じました。さらに、国家資格を取得したい理由として、「日本で長く働きたいから」と回答している割合が7割近いという点も興味深く、受け入れる側は、外国人の方々の希望やキャリアパスを確認する必要があると思いました。

一方で、介護福祉士国家資格取得に向けた学習の支援ということになると、法人内や施設内では負担が大きい部分もあるかと思えます。その際は、各地域にある介護福祉士養成校でもお力になれることがあるかと思えます。また、外国人材指導のポイントをまとめた資料や外国人の介護福祉士国家試験資格取得に向けた教材等の情報も、ぜひご活用いただくと良いのではないかと思います。

### ○特に興味深い調査結果があれば、お聞かせください。

「現在の職場の満足度」に関する設問で、「利用者との関係」について7割が「満足」と回答している点です。介護という職種は作業ではなく、日々の業務で学んだことが利用者の支援にもつながります。また、人と人が関わり、また根拠を考えながら利用者の支援をしていく中で、自分の存在意義を感じられる場面もあり、それがやりがいにもつながってくるのではないかと思います。そして、やりがいや満足度を高めることができると、長期的な定着にもつながっていくのではないかと思います。

一方で、これは外国人材に限らず日本人職員でも同様だと思いますが、彼らがやりがいを感じるためには、介護をしていて疑問に思ったとき、勉強したいと思ったときに、それぞれの職場でサポートし、指導していくことができる環境があるということが大切であると感じます。そうした支援の例や日頃の外国人材への対応例など、小さな事例などが受入れ機関同士で共有できるような場があると良いと思いました。

## (その他関連)

### ◆『受入事業所のための介護技能実習生キャリア支援ガイド 2022 ～技能実習修了を見据えて～』

技能実習修了後の進路として、技能移転に加え、特定技能への移行や介護福祉士資格の取得等、技能実習以外の異なる在留資格にも触れながら、様々な選択肢ごとにその検討プロセスや必要な手続き、支援等を解説しているガイドブックです。

[https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r03mhlw\\_kaigo2021\\_0602.pdf](https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r03mhlw_kaigo2021_0602.pdf)

(令和3年度老人保健健康増進等事業：「介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究」)(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)

### ◆「介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についての指導のポイント」

令和2年度に作成された介護福祉士養成校向けのガイドラインの別冊として作成されたものです。実際に養成校で留学生の教育指導を行う教員や、EPA 介護福祉士候補者への教育指導に携わる講師に焦点をあてたガイドラインとして作成されています。指導教育の展開場面や段階に応じた留学生指導のポイント等（指導教育の前提段階、指導する際の日本語の使用に関して等）も紹介されています。特定技能外国人の受入現場等で展開されている教育指導においても、ぜひご参考ください。

[http://kaiyokyo.net/pdf/r3\\_ryuugakusei\\_point.pdf](http://kaiyokyo.net/pdf/r3_ryuugakusei_point.pdf)

(令和3年度老人保健健康増進等事業：「外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業」(公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会))

### ○本調査研究が実施された背景と主な趣旨を教えてください。

特定技能制度が施行されて3年が経過し、受入れの実態を把握できるような調査の必要性を感じ、本調査事業に手を挙げました。

多くの受入れ機関や外国人、登録支援機関のご協力があり、また各委員からも活発な議論が交わされ、そのおかげで特定技能制度の現状を把握し今後の課題を見据えるための成果物を残すことができたと考えております。



本調査研究 事務局  
(公社)国際厚生事業団  
専務理事 角田 隆

### ○特に興味深い調査結果があれば、お聞かせください。

日本語レベルは高い傾向にあり、日本語能力試験 N3 相当より上の者が全体の8割弱を占める結果となっていることは一つの興味深い結果でした。しかしこれには、新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの新規入国者ではなく、留学生や技能実習生からの国内変更者が多いことが背景にあると考えられます。今後新規入国者が増えるにあたり、日本語能力に注目していく必要があると思えます。

また、今回の調査では、外国人の学歴や母国での看護・介護の資格取得有無についても問いましたが、約4割が大学や大学院卒、5割が看護・介護の資格取得者という結果となりました。

そして最も興味深いと感じた点は、介護福祉士国家試験の受験についてです。約7割の特定技能外国人が「国家試験を受けたい」と回答しており、資格取得に対する意欲の高さは注目すべき点と感じました。同時に、今後介護福祉士国家資格取得に向けた学習面でのサポートのあり方も課題になってくるのではないかと考えます。

### ○本ガイドブックには受入れ機関等の事例も掲載されているということですが、どのような取り組みが掲載されているのでしょうか。

今回主に、法人内やグループ内、関連団体等で連携し、受入れ前から受入れ後までをトータルで支援している受入れ機関等を取り上げました。また、事例の末尾には受入れに関するワンポイントアドバイスを盛り込み、特定技能外国人の受入れ機関が参考にしていきたい点を完結に分かりやすくまとめられるよう工夫しています。本ガイドブックを特定技能制度に関係する方々に広くご覧いただき、取り組み事例や調査結果をお役立ていただきたいと思います。



# 協議会事務局の動き

## ◎ 協議会事務局の動きについて

### ◆ 入会規程改正について

令和4年3月29日(火)に行われた「介護分野における特定技能協議会運営委員会」において、介護分野における特定技能協議会入会規程の改正について議題に上り、運営委員のご承認を経て、令和4年7月1日付にて改正されました。改正内容は以下の通りです。

＜入会規程の改正内容＞

#### 1. 構成員名簿の公表について（第3条第2項）

これまで介護分野における特定技能協議会では、構成員一覧（入会法人一覧）を非公開としておりましたが、今後の特定技能制度の普及促進や協議会構成員間の情報共有推進の観点から、公表の同意を得た特定技能所属機関の「構成員番号」「法人名」「都道府県名」を内容とした構成員名簿を厚生労働省ホームページに公開することとし、その旨が入会規程第3条第2項に追加されました。

#### 2. 構成員の退会について（第6条）

現行の入会規程第6条では、構成員（法人）は、介護分野における特定技能外国人が所属する機関ではなくなった場合に協議会からの退会手続きをとることとされておりました。今回の改正において、特定技能外国人が不在となった構成員（法人）であっても、一定期間内に再び特定技能外国人の受入れを予定されている場合等においては直ちに協議会を退会する必要はないとする旨を入会規程に明記いたしました。

### ◆ 受入れ事例インタビュー動画

令和3年度の厚生労働省の外国人介護人材相談支援事業の一環として、介護分野における特定技能外国人の受入れ機関へ実際にインタビューをさせていただき、受入れ事例を動画にて配信しております。雇用契約や支援内容、特定技能外国人を受け入れた効果等を5～10分程度の動画と記事でまとめておりますので、ぜひご参照ください。

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=16845](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=16845)

(令和3年度外国人介護人材相談支援事業) (公益社団法人国際厚生事業団)

### ◆ 会員名簿公表について

上記の1の改正に伴い、令和4年9月1日付で介護分野における特定技能協議会会員名簿を厚生労働省ホームページ上において公表致しました。

\* 構成員一覧（令和4年8月30日現在）

[000982965.xlsx \(live.com\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000982965.xlsx)

名簿公開可否に関しては、多くの会員よりご回答を賜り誠にありがとうございました。

未回答の会員におかれましては、マイページでのご回答へご協力いただけますようお願い致します。

なお、本会員名簿については今後も定期的に更新を行う予定でございます。更新後の名簿につきましては、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

\* 厚生労働省ホームページ掲載箇所（「その他」欄に掲載）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_000117702.html#link3](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html#link3)

#### 協議会の目的

協議会では、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、

・ 在留資格「特定技能」の趣旨や優良事例の全国的な周知

・ 地域別の人手不足の状況の把握・分析

等を行うこととしています。

▶ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組事例

#### その他

○ 介護分野における特定技能協議会 構成員一覧（令和4年8月30日現在）

○ 外国人の適正雇用について【外部リンク（警視庁）】

※ 都内の事業所に限定されますが、警視庁において雇用主向けの不法就労防止対策等の講習を実施しています。

講習実施を希望する事業所におかれましては、直接警視庁へご連絡ください。

## ご協力をお願い致します。

### ◎ 施設種別コードの再調査にご協力をお願い致します。

介護分野における特定技能協議会では、特定技能外国人の就労先事業所の施設種別を正しく把握する必要があり、システムのご登録時に施設種別コードの入力をいただいておりますが、実際に特定技能外国人が就労されている事業所の施設種別とは異なるコードをご入力いただいているケースも多く確認されております。

これを受けて、令和4年8月12日以前に入会証明書を発行済みの会員に対しましては、8月12日付のメールにて、再度の施設種別コードのご回答依頼をさせていただきました。現時点で未回答の会員におかれましては、マイページ上からのご回答へご協力いただけますようお願い致します。

### ◆ 特定技能外国人が就労可能な事業所について

介護分野における特定技能外国人が就労可能な施設種別については、厚生労働省ホームページ上において、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く)を行う以下の対象施設に該当する必要がある旨、掲載されております。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941619.pdf>

上記の対象施設外での特定技能外国人の就労は制度上不可とされておりますので、ご留意いただけますようお願い致します。



## その他のご案内

### ◎外国人介護人材無料相談サポート窓口のご紹介

国際厚生事業団外国人介護人材支援部では、外国人介護人材相談支援事業者として特定技能外国人を含む外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備しております。ぜひご就労中の外国人の方へご周知の上、ご活用ください。

#### ◆お電話やメールでの相談窓口

・対応可能言語

職員対応：日本語、英語、ベトナム語、中国語、タガログ語

通訳会社による3者通話：インドネシア語、クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語

・対応可能時間：9:30～17:30（※土日祝日を除く）

・ご相談方法：お電話やメールによる受付

・詳細はホームページをご確認ください：

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=85](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=85)

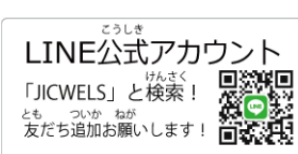
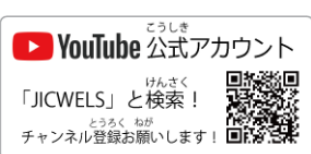
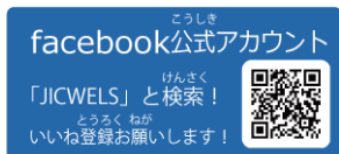


#### ◆SNS等での情報発信

SNSでも外国人介護人材に向けた定期的な情報発信を行っております。

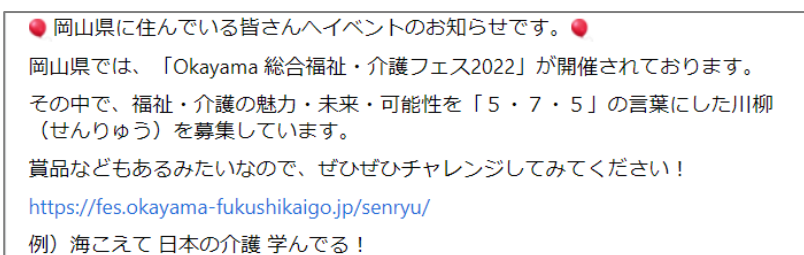
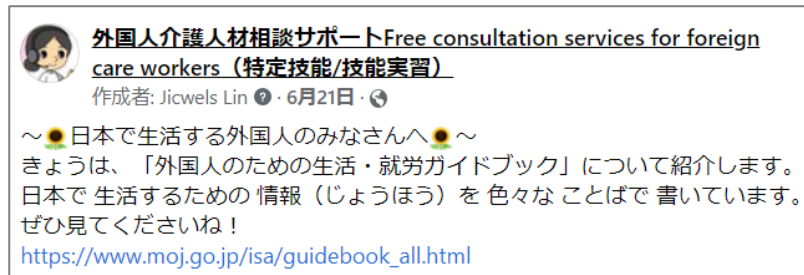
※URLのリンク先より左側にあるバナーをクリックすることで、ご登録いただけます。

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=85](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=85)



#### ▶Facebookでのご案内情報イメージ

外国人の方が日本で生活・就労する上での有益な情報や、各地域で相談や交流ができるツール等の情報を、やさしい日本語で配信しています。



### ◎そのほかのご案内 ～各種お手続きはお済ませですか～

#### ◆母国側の手続きについて（すでに本手続きをお済ませの受入れ機関はご放念ください。）

国内の他の在留資格から特定技能へ在留資格変更を行った場合にも、外国人の母国側の手続きが必要な国がございます。

手続きが必要な国及び手続きの詳細については、地方出入国在留管理局のホームページ上でご確認いただけますので、ご確認の上ご対応ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06\\_00073.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00073.html)

#### ◆地方出入国在留管理局への定期届出・随時届出について（すでに本手続きをお済ませの受入れ機関はご放念ください。）

特定技能外国人の受入れをされた場合、4半期に一度、地方出入国在留管理局への定期届出が必要とされております。また、外国人の就労先変更や退職等の場合は、上記の定期届出のほかに随時届出が必要とされております。

詳細については、出入国在留管理庁のホームページ上でご確認いただけますので、適宜ご確認ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html)

#### ◆当協議会システムへ上での情報更新について

特定技能外国人の受入れ後、当協議会システムへ情報をご入力いただきご加入いただいておりますが、その後も最新の情報になるよう随時システム上の更新にご協力をお願い致します。更新が必要なケースを以下にご案内致します。（すでに本手続きをお済ませの受入れ機関はご放念ください。）

・外国人を新たに雇用された場合：追加登録をお願い致します。

・退職・特定技能以外への資格変更の場合：外国人の情報のご削除をお願い致します。

・「雇用条件書」「在留カード」等の情報を変更された場合：マイページ上で該当書類の差し替えをお願い致します。

詳細については、下記のマニュアルでご確認いただけます。ご協力のほどお願い致します。

【申請マニュアル】 <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000777509.pdf>

【マイページログイン用URL】 <https://www.foreigncareworkers.net/>

### ◎お役立ち情報について

国際厚生事業団外国人介護人材支援部では、外国人介護人材相談支援事業者として外国人介護人材や受入れ機関のご担当者に有益となる情報を以下のページにまとめ、「お役立ち情報」として掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

#### ◆情報コーナー

各都道府県にある日本語教室や国際交流協会、多言語での相談窓口等を掲載しています。

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=15090](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=15090)

近畿地方 ▼
滋賀県
・ 200725B001 しが外国人相談センター（公財）滋賀県国際協会
・ 200725B002 しが外国人相談センターポケットサイズ（公財）滋賀県国際協会
京都府
・ 200726B001 京都府多言語生活相談（公財）京都府国際センター
・ 210726B001 京都府外国人介護人材支援センター（社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 京都府福祉材・研修センター）

#### ◆お役立ち情報（外国人材向け）

「出入国在留管理局等のお問い合わせ先」「脱退一時金に関する手続き」「日本語学習ツール」「介護専門学習ツール」等の情報を掲載しております。

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=93](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=93)

#### ◆お役立ち情報（ご担当者向け）

特定技能外国人の雇用や支援に関係のある各省庁のご案内ページ、各地方公共団体の情報等をご案内しております。

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=16150](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=16150)

<厚生労働省>
・ 外国人労働者の人事・労務に関する支援ツール
<金融庁>
・ 外国人の方の預貯金口座・送金利用について
<法務省>
・ 出入国在留管理庁：特定技能14分野オンライン面接会
<国土交通省>
・ 『住宅確保要配慮者居住支援協議会』のご案内